

所管部課名	商工観光部 経済政策課		担当者	溝口				
事業費名称	企業支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市創業・チャレンジ支援補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上15年以下							
令和3年度 予算額	2,300千円	国県支出金 0千円	一般財源 2,300千円	その他 0千円	その他の内容			
令和2年度 予算額	2,100千円	0千円	2,100千円	0千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金の交付件数		20		令和8年度			
成果指標②	雇用保険被保険者数		26,000		令和8年度			
補助対象者	新規起業や事業拡大を図るための資金の融資を受けた、本市の区域内において事業を営む中小企業者							
補助対象経費	交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間において、支払った利子額 融資日から最初の12月31日までの間に、支払った当該資金に対する保証料額							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利子補助：借入金額1千万円まで、補助率100%（融資日の翌月から3年）</li> <li>●保証料補助：借入金額500万円まで、補助率100%（初年度のみ）</li> </ul>							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ		<input type="checkbox"/> 事業補助のみ		<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方		<input checked="" type="checkbox"/> その他
補助金額又は補助率	補助率100%（ただし、1千万円以内が補助対象）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける3ヶ年の事業の決算状況等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,666,400	100.0%	1,176,200	100.0%	1,207,100	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,666,400	100.0%	1,176,200	100.0%	1,207,100	100.0%
	支出	事業費	1,660,400	100.0%	1,176,200	100.0%	1,207,100	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,660,400	100.0%	1,176,200	100.0%	1,207,100	100.0%
	支出計/前年度支出計			70.8%		102.6%		
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数	18		15		16		
成果指標の推移①	18		15		16			
成果指標の推移②	25,431		25,652		25,915			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成30年度「見直しの上で継続」 ・多くの事業者が創業や事業拡大を図ることができるよう、 広報・周知に努められたい。 ・地域成長戦略対策利子補助金との類似性が見受けられることから、 内容、対象を見直されたい。						
	【前回評価への回答】	対象となる融資制度の運用状況等も見ながら、 多くの事業者が活用できるよう周知に努めたい。						
	【事業のPR方法】	市HPの掲載、商工会議所等への周知						
	【費用対効果】	起業や新規事業を取り組む者への支援により、 本市産業の活性化が期待できる。						
	【補助事業以外の事業】 【その他】	該当なし 該当なし						

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	創業等の資金借り入れに対する補助であり、市内における創業等の促進を図ることに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市内における創業等の促進に向けて、市内で創業等を行うとする事業所に対する開業資金等の調達に係る利子、保証料の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	創業等への投資に対する負担軽減に寄与し、経営の安定に効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業者の資金借り入れに対する利子、保証料であり、補助により行うことが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	創業等のための投資に対する負担軽減手段として妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	該当資金の融資額の上限を設けており妥当である。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ ・ 創業や事業拡大、事業承継等の促進を図るため、今後も必要な支援である。 ・ 類似の利子補助金について、整理統合を行ったところである。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市創業・チャレンジ支援補助金交付要綱

平成22年3月30日

告示第146号

改正 平成29年3月27日告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、創業・チャレンジ支援補助金（以下「支援補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者等が、創業支援資金等の融資を受けた場合において、当該中小企業者等の負担を軽減し、もって本市中小企業の事業転換の推進や新たな中小企業者の発掘を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において支援補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業支援資金等 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の規定により融資する資金のうち、創業支援資金、新事業チャレンジ資金及び商店街活性化資金

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、前号に規定する創業支援資金等の融資を受ける資格を有するもの

イ 商店街全体の振興のために運営されている組合

ウ 新たに事業を行うもの

(3) 取扱金融機関 創業支援資金等の融資事務を取り扱う市内の金融機関をいう。

(支援補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において事業を営む、又は、これから事業を営もうとする中小企業者等が創業支援資金等の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者等に対し、支援補助金を交付する。

(支援補助金の区分及び交付期間)

第5条 支援補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間交

付する。

(1) 利子補助金 創業支援資金等の融資を受けた日（以下「融資日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(2) 保証料補助金 融資日から起算して最初の12月31日までを限度とする。

（支援補助金の額）

第6条 支援補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 利子補助金の額 交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、創業支援資金等の融資を受けた中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が当該創業支援資金等（融資額1,000万円を限度とする。）を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（創業支援資金等に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額をいう。

(2) 保証料補助金の額 創業支援資金等（融資額500万円を限度とする。）の融資を受けた場合の初年度の信用保証料で、交付期間中に支払うものをいう。

2 前項各号に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（支援補助金の交付申請）

第7条 支援補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資日の翌日から起算して1箇月以内に、創業・チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関が創業支援資金等の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等創業支援資金等の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類

(2) 創業支援資金等に係る償還計画書

(3) 信用保証料の事実を証する書類

(4) 市税の滞納がない旨の証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当で

あると認めるときは、交付申請書に創業・チャレンジ支援補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

（支援補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、支援補助金を交付することが適当であると認めるときは、創業・チャレンジ支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、支援補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援補助金の請求）

第9条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、支援補助金の交付を請求しようとするときは、利子補助金の計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、創業・チャレンジ支援補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

- （1） 当該期間中における利子及び保証料の支払状況を証する書面
- （2） 決定通知書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該補助対象者に支援補助金を交付するものとする。

（調査）

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の創業支援資金等に係る利子及び保証料の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は利子補助金及び保証料補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 支援補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。
- （2） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- （3） 創業支援資金等に係る利子の支払を3箇月以上遅延しているとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第13条 この支援補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第14条 支援補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第15条 支援補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績及び保証料支払い実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用除外)

2 この告示は、施行日以後の創業支援資金等の融資に係る支援補助金について適用し、同日前の創業支援資金等の融資に係る支援補助金については、薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱(平成16年薩摩川内市告示第79号)の規定による。

附 則(平成29年3月27日告示第88号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。